

都道府県・政令指定都市名	43 熊本県
--------------	--------

時点:2022年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総合的に所管する組織

局 部 課 ( 室 ) 名	環境生活部県民生活局 男女参画・協働推進課
担 当 職 員 数	5 人 (専任 5 人、兼任 0 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	熊本県男女共同参画社会推進会議
設置年月日(西暦)・根拠	1980年10月23日 根拠: 熊本県男女共同参画社会推進会議設置要項
長 の 役 職	知事

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

機 関 ・ 会 等 の 名 称	熊本県男女共同参画審議会
設置年月日(西暦)	2002年4月1日
構 成 員	10 人 (女性 6 人、男性 4 人)

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間 ( 西 暦 )	2021 年 4 月 ~ 2026 年 3 月
名 称	第5次熊本県男女共同参画計画
改定・見直しの予定時期	2026年3月31日 未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	1
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成	

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	熊本県男女共同参画推進条例
	公 布 日 ( 西 暦 )	2001年12月20日
	施 行 日 ( 西 暦 )	2002年4月1日
	最 終 改 正 日 ( 西 暦 )	
	改 正 内 容	
	改正が予定されている場合、改正予定時期(西暦):	年 月
無の場合	1. 制定等について検討中	具体的な状況:
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

調査時点コード	1:2022年4月1日	2:その他(西暦)	2022年3月31日
目 標 値	(西暦) 2025 年度まで 40 %		
根 拠	第5次熊本県男女共同参画計画(2021年3月)、審議会等委員への女性の登用推進に関する要項(2016年10月)		
目標設定の対象である審議会等の範囲	地方自治法第180条の5に基づく委員会及び委員、地方自治法第138条の4第3項に基づく付属機関及びこれに類する機関		
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード 2	審議会等数( 121 )うち女性委員を含む審議会等数( 120 )	
	延総委員等数( 1,768 )	延女性委員等数( 701 )	女性比率( 39.6 )
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード 2	審議会等数( 54 )うち女性委員を含む審議会等数( 54 )	
	延総委員等数( 879 )	延女性委員等数( 341 )	女性比率( 38.8 )
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード 2	審議会等数( 39 )うち女性委員を含む審議会等数( 39 )	
	延総委員等数( 777 )	延女性委員等数( 254 )	女性比率( 32.7 )
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード 2	審議会等数( 9 )うち女性委員を含む審議会等数( 8 )	
	延総委員等数( 78 )	延女性委員等数( 25 )	女性比率( 32.1 )
目標値以外の目標設定			
女性登用方針	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有 1	有の場合、1. 公表 2. 非公表 1
	人材名簿が有る場合	掲載人数 168 人 ( 2022 年 4 月現在)	
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無) 2 委員の公募(1. 有 2. 無) 1	
	そ の 他	〔 〕	

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

調査時点コード	1:2022年4月1日	2:その他(西暦)											
管理職総数	女 性 管 理 職 の 内 訳												
	(人)	うち女性管理職数(人)	女性比率(%)	部局長相当職			次長相当職			課長相当職			
(A)=(C+E+G)	(B)=(D+F+H)	(B/A)	(人)	うち女性数(D)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(F)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(H)	女性比率(%)		
本庁	計	370	36	9.7	21	1	4.8	55	2	3.6	294	33	11.2
	うち一般行政職	299	34	11.4	20	1	5.0	39	2	5.1	240	31	12.9
支庁・地方事務所等	計	201	20	10.0	7	0	0.0	31	2	6.5	163	18	11.0
	うち一般行政職	121	10	8.3	5	0	0.0	17	2	11.8	99	8	8.1
全体	計	571	56	9.8	28	1	3.6	86	4	4.7	457	51	11.2
	うち一般行政職	420	44	10.5	25	1	4.0	56	4	7.1	339	39	11.5
再掲	警察関係	130	5	3.8	2	0	0.0	28	0	0.0	100	5	5.0
	教育委員会	51	4	7.8	1	0	0.0	4	0	0.0	46	4	8.7

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:2022年4月1日			2:その他(西暦)		
		課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)	係長相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)
		本庁	計	726	133	18.3	918
	うち一般行政職	605	120	19.8	671	249	37.1
支庁・地方事 務所等	計	780	120	15.4	1,379	284	20.6
	うち一般行政職	504	78	15.5	555	172	31.0
全体	計	1,506	253	16.8	2,297	554	24.1
	うち一般行政職	1,109	198	17.9	1,226	421	34.3
再掲	警察関係	298	20	6.7	915	74	8.1
	教育委員会	80	14	17.5	261	99	37.9

問7-3 新規昇任者数(2021年4月1日～2022年3月31日)

		課長相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)	課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)	係長相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)
		本庁	計	71	7	9.9	62	13	21.0	64
	うち一般行政職	50	7	14.0	58	12	20.7	55	20	36.4
支庁・地方事 務所等	計	33	5	15.2	127	20	15.7	160	35	21.9
	うち一般行政職	15	2	13.3	63	16	25.4	37	16	43.2
全体	計	104	12	11.5	189	33	17.5	224	57	25.4
	うち一般行政職	65	9	13.8	121	28	23.1	92	36	39.1
再掲	警察関係	41	3	7.3	67	4	6.0	126	15	11.9
	教育委員会	21	4	19.0	16	5	31.3	12	3	25.0

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務 成績	昇任 試験		昇格 試験		部局等の 推薦	経 年 数	遠隔地 での 長期研 修(4週 間以 上)	遠隔地 での 勤務経 験	本人の希 望	その他
		面接 のみ	面接 以外	面接 のみ	面接 以外						
課長級	○	○	○	○	○	○	◎				「昇任試験」は警察関係のみ、「部局等の推薦」は警察関係は除く
補佐級	○	○	○	○	○	○	◎		○		「昇任試験」「遠隔地での勤務経験」は警察関係のみ、「部局等の推薦」は警察関係は除く
係長級	○	○	○	○	○	○	◎		○		「昇任試験」「遠隔地での勤務経験」は警察関係のみ、「部局等の推薦」は警察関係は除く

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2021年4月1日～2022年3月31日)

	全受験者 数(人)	女性受験 者数(人)	女性 受験率 (%)
昇任試験	1,209	156	12.9
昇格試験			

問7-6 女性公務員の採用状況(2021年4月1日～2022年3月31日)

	総 数 (人)	うち女性 数(人)	女性比率 (%)
全体	347	121	34.9
うち上級	248	89	35.9
うち一般行政職	193	75	38.9
うち上級	154	58	37.7
うち警察関係	118	33	28.0
うち上級	62	17	27.4

問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

1	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。
---	---

問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規 則 名	(知事部局)熊本県職員旧姓使用取扱要綱 (教育委員会)熊本県教育庁等職員旧姓使用取扱要綱 (警察本部)熊本県警察職員の旧姓使用取扱要領について(通達)
該当部分の条文(本文)	(知事部局:旧姓使用の承認申請) 第3条1項 職員は旧姓を使用するときは、旧姓使用承認申請書(別記第1号様式)によりあらかじめ知事の承認を受けなければならない。  (教育委員会:趣旨) 第1条 この要綱は、職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することについて定めるものである。  (警察本部) 3 手続 (1) 承認申請 ア 職員は、職場等における旧姓の使用を希望するときは、旧姓使用承認申請書(別記様式第1号)により、所属長を通じて、警察本部長に申請するものとする。

問7-9: 本庁の防災・危機管理部局への女性職員の配置状況

調査時点コード	1:2022年4月1日	2:その他(西暦)

防災・危機管 理部局 職員数(人)	うち女性		うち管理 職数(人)		うち女性	
	数(人)	比率 (%)	数(人)	数(人)	比率 (%)	
27	2	7.4	5	0	0.0	

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	熊本県男女共同参画センター		愛称・通称	パレア	
設置年月日(西暦)	2002年4月1日		施設形態	2	1. 単独施設 2. 複合施設
所在地等	郵便番号: 860-8554 住 所: 熊本県熊本市中央区手取本町8-9 テトリアくまもとビル 電話番号: 096-355-1187 FAX番号: 096-355-4318 ホームページ: http://www.parea.pref.kumamoto.jp/danjo/				
管理・運営主体	1. 施設管理 直営(担当部局名: ) ○ 指定管理者(名称: くまもと県民交流館管理運営共同企業体 ) その他( ) 2. 事業運営 直営(担当部局名: ) ○ 指定管理者(名称: くまもと県民交流館管理運営共同企業体 ) その他( )				
職 員 数	常勤	3 人	非常勤	0 人	予算額 2022年度 40,793 千円
主な事業 〔男女共同参画・女性に関するもの〕 ※ 実施しているもの:○	○ 1. 広報啓発(主な事項: パネル展、講演会、講座等実施 ) ○ 2. 講座(主な事項: セミナー実施 ) ○ 3. 相談事業(主な事項: ) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項: 広報誌の発行、ホームページ運営、情報ライブラリー運営 ) ○ 5. 苦情処理(主な事項: ) ○ 6. 交流促進(主な事項: 民間団体への情報提供 ) ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項: アドバイザー派遣 ) ○ 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項: ) ○ 9. 調査研究(主な事項: ) ○ 10. その他(主な事項: )				

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称		基金・基本財産額	千円
設置年月日(西暦)		出資者	

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	1	1. 有 問10-2 熊本県男女共同参画活動交流協議会 2. 無 名称等:	加盟団体数	10	
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	2	1. 有 2. 無	会 員 数		
問10-4 活 動 内 容 ※ 実施しているもの:○	1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 ○ 4. その他 { 内容: フォーラム、シンポジウム等の開催、災害被害者支援活動 }				

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの:○

○ 1. 担当者連絡会議の開催 ○ 2. 市区町村職員研修会の開催 ○ 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催 ○ 4. 関係情報の収集提供 ○ 5. 審議会等女性登用の働きかけ 6. 補助金等の交付 { 名称: 概要: } 7. その他 { 内容: }	
---	--

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

1. 職員向けに、男女共同参画・女性問題をテーマとした講演会、研修会等を実施 ○ 2. 職員研修のプログラムの一部に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ ○ 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施
--

女性職員の研修受講への配慮

1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施 2. 研修受講職員の男女比を配慮 3. その他 { 内容: }
--

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	2021年度予算 (千円)	2022年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	17,888	27,352	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.002 %	0.003 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	42,034	43,180	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況

※該当するもの:○

		項目の設定
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	○
	(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
	(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
	(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
	(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	○
	(5) その他(内容:)	

↓ (具体的に実施している内容:○)

	問14-1	問14-2	問14-3	問14-4
	1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定	4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
①	「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得			○
②	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)			
③	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)			
④	地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得			○
⑤	役員に占める女性割合に関する項目			
⑥	管理職に占める女性割合に関する項目			
⑦	役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)			
⑧	仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)			
⑨	ノーマル残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組			
⑩	短時間正社員制度の導入			
⑪	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組			
⑫	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)			
⑬	その他			

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1.有 2.無)		1	1
1	女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得		○
2	女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○	○
3	役員に占める女性割合に関する項目		
4	管理職に占める女性割合に関する項目	○	○
5	役員や管理職への女性の登用促進のための取組		○
6	その他「登用促進等」に関する項目		○
7	仕事と育児・介護を両立するための取組	○	○
8	ノーマル残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○	○
9	短時間正社員制度の導入		○
10	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○	○
11	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)		○
12	その他		

→	「企業の登録・認定・認証制度」の具体的な名称	「よかボス企業」(7、8、10)、熊本県プライト企業推進事業(2、4、7)
→	「企業の表彰制度」の具体的な名称	男女共同参画推進事業者表彰(1、2、4、5、6、7、8、9、10、11)

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1	ある	1	→	女性活躍推進法第23条の「協議会」の具体的な名称	熊本県女性の社会参画加速化会議
2	現在は無いが、今後検討する			上記以外の具体的な名称	

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17	住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1.有 2.無	問17-1 名称	熊本県男女共同参画年次報告書
問17-1	公表周期	1.定期 2.不定期	1	定期の場合	1 年毎
	公表主体 (※ 該当するもの:○)	○ 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ( )			

## 問18-1 2022年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・ 男女共同参画学習資料 ・ 男女共同参画inパレア  ・ 女性に対する暴力をなくす運動	中・高校生向け学習資料を作成・配布 講演会及びワークショップ、パネル展を実施  キャンペーン、ワークショップ、講座等を実施	未定  講座参加者約100名	3月 7月、10月、2月 11月
2. 表彰 ・ 男女共同参画推進事業者表彰	男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいる事業者を知事が表彰		2月
3. 講座 ・ 女性経営参画塾  ・ 女性リーダースキルアップ塾  ・ 女性社員キャリアアップ塾  ・ 地域リーダー育成事業  ・ 企業トップセミナー  ・ マインドアップセミナー	企業や団体の管理職を対象に、管理職として必要なスキルを取得できる講座を開催  企業や団体の女性管理職候補を対象に、管理職として必要なスキルを取得できる講座を開催  企業や団体の女性社員(入社1～10年目)を対象に、自身のキャリアビジョンを描き、仕事を続けられるためのスキルを習得できる講座を実施  男女共同参画の地域リーダーを育成する研修  企業の経営者、人事労務関係の管理職を対象に、女性活躍に関する講演や事例発表を実施  学生を対象としたパネルトークやグループワークを実施	約20名  約30名  約30名  未定(25名程度)  約100名  約150名	9月～11月 11月 9月 10月～1月 2月 7月、10月、2月
4. 相談事業 ・ 男女共同参画相談室らいふ	女性が抱える悩み等の相談に対して、相談員が助言や情報提供を行い、相談者の問題解決の支援を行う		通年
5. 情報収集・提供 ・ 男女共同参画年次報告書  ・ 女性人材バンク登録者活用促進事業 ・ 広報誌「ならんで」  ・ ホームページ運営 ・ 情報ライブラリ運営 ・ 民間団体への情報提供	男女共同参画の推進状況調査、施策評価等をまとめた年次報告書を発行  女性の人材をバンクに登録、関係機関に情報を提供し、活用を促進する男女共同参画に関する最新情報を県民に提供するため年2回発行  男女共同参画に関する情報を県民に提供 男女共同参画に関する図書、ビデオ、関係資料を情報提供 男女共同参画に関する情報を男女共同参画推進団体等に提供		1月  通年 10月、2月 通年 通年 通年
6. 苦情処理 ・ 苦情処理	条例に基づき、申し出のあった苦情の処理		通年
7. 交流促進 ・ 女性活躍サミット	講演、企業等で働く女性や地域活動を行う事による意見交換など	約200名	11月
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・ 男女共同参画アドバイザー派遣	企業、団体等の研修会等にアドバイザーを派遣		通年
9. 国際交流・海外派遣事業 ・			
10. 調査研究 ・ 女性が住みたくなるスタートアップ事業	本県の若年層の女性の転出超過数が男性を上回る要因の調査・分析		4月～9月
11. その他 ・ 市町村男女共同参画促進事業	市町村担当課長会議の開催	70名	4月

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制等に関する調査

議 会 名	熊本県議会																
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1															
(欠席事由として明記した規定がある場合について)取得することが可能な休業期間	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	2															
【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出生する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。																	
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1															
規 則 名	熊本県議会会議則																
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容	(欠席の届出) 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出生する場合においては、妊娠中の議員にあつては出生の予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出生の予定日(出生の日が当該予定日以外の日であるときは、当該出生の日)後8週間を経過する日までの期間の範囲内において、出生後の議員にあつては出生の日の翌日から8週間を経過する日までの期間の範囲内において、あらかじめ議長に届け出ることにより、会議を欠席することができるものとし、この場合における届出は、欠席する期間の初日及び末日並びに出生の予定日又は出生の日を明らかにしなければならない。																
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり 2. なし 3. その他( )	2															
規 則 名	明記した規定(規則、条例、別表等)の内容																
議会の欠席事由として、明記した規定の有無	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>1 明記した規定がある。 2 明記した規定はないが、運用上認めている。 3 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4 明記した規定がなく、過去に事例がない。</td> </tr> <tr> <td>配偶者の出産</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>育児</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>家族の看護</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>家族の介護</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>疾病</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">公務、その他のやむを得ない事由</p>				1 明記した規定がある。 2 明記した規定はないが、運用上認めている。 3 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4 明記した規定がなく、過去に事例がない。	配偶者の出産	1	育児	1	家族の看護	4	家族の介護	1	疾病	1	その他	1
	1 明記した規定がある。 2 明記した規定はないが、運用上認めている。 3 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4 明記した規定がなく、過去に事例がない。																
配偶者の出産	1																
育児	1																
家族の看護	4																
家族の介護	1																
疾病	1																
その他	1																
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	2															
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	2															
議会におけるハラスメント防止に関する取組	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	2															
行っている取組 ※実施しているもの:○	1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 3. ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っている。 4. その他 ( )																
規 則 名	明記した規定(規則、条例、別表等)の内容																
(ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っている場合)内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	1. 利用している。 2. 利用していないが、今後利用予定である。 3. 利用していない。																
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	3															
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	2															
規 則 名	案本文																
政治分野の男女共同参画のために実施していること	・平成23年度から毎年(H28年度、R2年度、R3年度を除く)、県内高校生を対象とした高校生県議会を開催。また、啓発用リーフレットを作成し、関係機関・団体へ配布																

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け

1	1. 位置付けられた規定がある。 2. 位置付けられていない。 3. その他(不明等)〔 〕
計画、指針名	熊本県地域防災計画
該当部分の規定	【第1編 共通対策編】 第2章 災害予防 第14節 避難収容 6. 避難所における男女共同参画の推進 県及び市町村は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

調査時点コード: 2

1. 2022年4月1日 2. その他(西暦) ( 2022年3月31日 )

1. 都道府県における首長等の状況

知事	2	1. 女性 2. 男性	任期: 2020年4月16日	～	2024年4月15日
副知事		2 人	(女性 0 人、	男性	2 人)

2. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性委員の割合(%)	備考	
1	都道府県防災会議(会長を含む)	57	11	19.3		
	都道府県防災会議(委員のみ)	56	11	19.6		
	内 訳	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	17	1	5.9	
		2号 当該都道府県を管轄区域とする陸上自衛隊の方面總監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
		3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	0	0.0	
		4号 警視總監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
		5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	3	0	0.0	
		6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	5	0	0.0	
		7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	24	8	33.3	
8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者		4	2	50.0		
2	国土利用計画地方審議会	19	8	42.1		
3	土地利用審査会	7	4	57.1		
4	都道府県交通安全対策会議	21	3	14.3		
5	自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。					
6	環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	19	8	42.1		
7	精神医療審査会	20	8	40.0		
8	都道府県生活衛生適正化審議会					
9	都道府県医療審議会	19	5	26.3		
10	准看護師試験委員会	10	5	50.0		
11	麻薬中毒審査会					
12	地方社会福祉審議会	22	5	22.7		
13	障害者に関する審議会その他の合議制の機関	20	8	40.0		
14	国民健康保険事業の運営に関する協議会	11	5	45.5		
15	国民健康保険審査会	9	4	44.4		
16	都道府県農業共済保険審査会					
17	都道府県森林審議会	10	5	50.0		
18	都道府県建設工事紛争審査会	9	4	44.4		
19	建築審査会	7	4	57.1		
20	都道府県建築士審査会	5	2	40.0		
21	都道府県都市計画審議会	18	5	27.8		
22	開発審査会	7	3	42.9		
23	私立学校審議会	12	7	58.3		
24	石油コンビナート等防災本部	25	2	8.0		
25	公害健康被害認定審査会	10	1	10.0		
26	窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)					
27	都道府県児童福祉審議会					
28	地方港湾審議会	15	4	26.7		
29	土地区画整理審議会					
30	教科用図書選定審議会	20	9	45.0		
31	介護保険審査会	18	8	44.4		
32	都道府県固定資産評価審議会	10	5	50.0		
33	感染症の診査に関する協議会	36	10	27.8		
34	警察署協議会	158	79	50.0		
35	土地収用事業認定審議会	5	2	40.0		
36	住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	7	3	42.9		
37	都道府県国民保護協議会	59	7	11.9		
38	地方独立行政法人評価委員会	5	2	40.0		
39	市街地再開発審査会					
40	都道府県職員委員会					
41	自然再生協議会					
42	審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	2	40.0		
43	後期高齢者医療審査会	9	4	44.4		
44	留置施設視察委員会	4	2	50.0		
45	傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会	35	3	8.6		
46	指定難病審査会	23	1	4.3		
47	小児慢性特定疾病審査会	8	2	25.0		
48	行政不服審査会	6	3	50.0		
49	地域医療対策協議会	17	1	5.9		
50	幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関					
51						
52						
53						
	合 計	777	254	32.7		
	女性委員0の審議会数	0				



## 3. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委員会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	教育委員会	5	2	40.0	
2	選挙管理委員会	4	1	25.0	
3	人事委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	0	0.0	
5	公安委員会	5	3	60.0	
6	都道府県労働委員会	15	5	33.3	
7	収用委員会	7	3	42.9	
8	海区漁業調整委員会	25	6	24.0	
9	内水面漁場管理委員会	10	4	40.0	
	合 計	78	25	32.1	
	女性委員0の委員会数	1			